

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、釧路総合振興局管内の中央部から北部に位置し酪農業を基幹産業とする町です。

阿寒国立公園内の屈斜路湖を源とする釧路川は、本町を北部から南部にかけ縦断し、それを中心に東西に分けるように酪農地帯が広がり、下流部に南下するにしたがいオソツベツ川・ヌマオロ川等幾筋もの支流が合流し、釧路湿原国立公園から釧路市に至る大きな流れをつくり出しています。

また、北部には西別岳山腹の国有林地帯を源に西別川が別海町へ、南東部には大カラマツ人工林地帯が広がるパイロットフォレストを源とする別寒辺牛川が厚岸町へ流れ出ている等、下流域住民の生活や産業に大きな係りを持つ河川があり、本町の森林は重要な役割を担う位置にあります。

本町の総面積は109, 937haで、その54%にあたる57, 950haを森林が占めています。森林の内訳は、国有林が23, 296ha、民有林が34, 654haとなっており、民有林のうち市町村有林が5, 557ha、私有林が26, 986haとなっています。民有林のカラマツ・トドマツを主体とした人工林の面積は12, 484haで、そのうち約50%を35年生以下の若齢級林分が占めています。今後、適切な時期での保育や間伐を実施していくことが重要です。

森林には、木材等生産の機能のほかにも、国土の保全、水源の涵養及び地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて人々が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済と深く結びつく役割を果たしています。さらに、近年では、多様な生物の育成・生息の場として生物多様性の保全機能についてもこれまでにも増して評価されてきています。特に本町の基幹産業は酪農業であり、河川周辺の水源涵養機能やシマフクロウ等の希少動物の生息の場としての生物多様性保全機能等、公益的機能の高い多様な森林造成がもとめられます。

しかし、気象条件の厳しい本町では、天然林、人工林ともに育成の遅い林分が多く見られ、またエゾシカによる森林被害や林業採算性の悪化等による森林整備の停滞から、森林所有者の森林経営意欲はそがれ、伐採後にそのまま放置される森林が散見される等、公益的機能の低下が懸念されています。

このようなことを踏まえ、本町の森林整備計画では、近年高まりつつある国産材の需要に備え、持続的かつ安定的な森林造成による林業振興を図るとともに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割等も考慮し、重視すべき機能に応じた適正な森林整備を計画的に実施します。

ア 虹別地区

本町の北東部に位置し、西別岳山麓を水源とする西別川流域にあって、すそ野に広がる丘陵地は大規模な酪農業が営まれ、全国でも有数の酪農地帯となっています。

標高178メートルの高地にあって、年間を通して西別岳から吹き降ろす強冷風は酪農業の基幹作物である牧草に多大な影響を及ぼすことから、これらを保護するため現存の防風保安林の機能向上を図っていく必要があります。

また、西別川流域はシマフクロウの生息地となっており、天然林施業の推進等生物多様性の保全に配慮した森林づくりを進める必要があります。

イ 磯分内地区

この地区には、広大な面積を誇る町営の多和育成牧場があり、牧歌的な風景は本町の観光名所となっています。

しかし、一部の草地等では、周辺に樹林帯の少ない箇所も見受けられ、これらを保護するための森林の整備と現存の防風保安林の機能向上を図っていく必要があります。

ウ 久著呂・ヌマホロ・コッタロ・オソツベツ地区

造林及び除・間伐等の森林施業が盛んに行われ、森林の造成については極めて熱心な地域です。現在の人工林の保育を主として、良好な天然林については天然林施業を推進する必要があります。

エ 標茶地区

「生活環境保全林」は散策や森林観察等、憩いの場として多くの町民に利用されています。

また、町有林・国有林・京都大学研究林・標茶高校学校林も隣接し、この恵まれた自然環境の維持のため、関係機関等との連携による森林環境整備を図る必要があります。

オ 塙路地区

釧路湿原国立公園に属する塙路湖・シラルトロ沼周辺地は、大面積を所有する法人及び個人が森林団地を形成し、極めて森林の割合が高い地域です。

国立公園特別・普通地域に隣接することから水源涵養等公益的機能の発揮に留意しつつ、成長の良好な箇所では、良質な大径木の需要に対応できるよう、特にカラマツ人工林では長伐期施業(伐期60年)を推進していきます。

カ 阿歴内地区

本町にあっては比較的気象条件が良く、林木の成長については極めて良好な地区です。

しかし、他地区と比較しても人工林率が低く、無立木地も散見されることから、それらの解消を図るため造林を積極的に推進していきます。

また、本町と厚岸町との町界に沿って流れるホマカイ川は、厚岸町の水源となっていることから、水源涵養を主体とする公益的機能の高度発揮に配慮した森林施業を行う必要があります。

キ 茶安別地区

本町の南東部に位置し、全町有林の約30%にあたる1,200haがまとまって存在しています。

また、造林及び除・間伐等の森林施業が盛んに行われ、森林の造成については極めて熱心な地区でもあります。

しかし、同地区内における林木の生育状況の格差が著しいことから、適切な時期による間伐及び保育を実施する必要があります。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するため、森林GIS等を活用した森林資源のモニタリングを行うこととします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林(以下「木材等生産林」という。)の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止機能又は土壤保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」及び保健・レクリエーション機能、文化機能又は生物多様性保全機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域(以下「森林の区域」という)を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン(水辺林タイプ)」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン(保護地域タイプ)」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成单層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壤保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齡級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、渓岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っている等、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風、景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等の多様な森林整備を推進する。 また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成等野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林等の多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
	保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林等の多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。

(3) その他必要な事項

- ア 山地災害防止機能をより高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いの森林土壤が薄く表層崩壊が起こりやすい箇所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため、適切な保育・間伐等の促進に努めることとします。
また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- イ 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新(地表処理等)を適切に組み合わせ、樹種や林齡の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図ることとします。
- ウ 種の保存法(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法または文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業に努めることとします。
- エ 本町の人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むこととします。

3 森林施業の合理化に関する基本方向

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

立木の伐採については、Iの2「森林整備の基本方針」を踏まえ、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、適切な森林施業の方法により、立木を伐採することとします。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐期齢及び森林の構成を勘案して定めます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

また、標準伐期齢は、森林経営計画の実施基準や保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

樹種		標準伐期齢
人工林	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	30年
	トドマツ	40年
	エゾマツ・アカエゾマツ	60年
	その他針葉樹	40年
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	30年
	その他広葉樹	40年
天然林	ヤナギ (注1)	5年
	主として天然下種によって生立する針葉樹 " 広葉樹	60年 80年
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹 (注2)	25年

(注1) 町長が認める敷料等の木質バイオマス利用の促進を図るために短伐期で主伐を繰り返すヤナギ林に限ることとし、保安林及び保全施設並びに公益的機能別施設森林は除きます。

(注2)「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほど木等の原木生産を目的としてぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

本町における立木の伐採(主伐)の標準的な方法は、次のとおり行うものとします。

(1)立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち次のイの択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件のほか車道等や集落からの距離等の社会的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とすることとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性等を勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

(2)主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連續することができないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

(3)伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。

なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

(4)複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保存させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢

次の森林を除き下表のとおり定めます。

ア 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第10条各号に掲げる森林及び原生自然環境保全地域内の森林であって立木の伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限のある森林。

イ 特用林及び自家用林

ウ 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分としてⅢ5(1)で定める森林。

エ 試験研究の目的に供されている森林、その他これに準ずる森林。

オ 森林保健機能増進計画に記載されている森林保健施設の位置に存する森林

樹種		林齡
人工林	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	15年
	トドマツ	30年
	エゾマツ・アカエゾマツ	40年
	その他針葉樹	20年
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	15年
	その他広葉樹	20年
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	30年
	" 広葉樹	30年
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	15年

4 その他必要な事項

(1)木材等生産林に関する留意事項

持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齡級構成に留意しながら、施業の集約化や機械化を通じた効率的な伐採に努めることとします。

また、適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐を取り入れた長伐期施業による資源の平準化を図ることとします。なお、長伐期施業を実施する林分は、間伐による適切な密度管理が行われている箇所や、風雪害の少ない地域など、導入可能であるか判断しながら進めることとします。

(2)その他伐採に関する留意事項

ア 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺等の生物多様性の保全等のために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設けることとします。

イ 次の地域は、林地崩壊、生態系のくら乱等につながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

①確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

②土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

③野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

ウ 伐採事業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板(あて木)を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷を出来る限り減らす作業に努めることとします。

エ 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設する等、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐

採・搬出を冬季間に行う等時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

オ 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。

カ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。特に、クマゲラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなど希少鳥類の営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間に配慮し、伐採の内容や時期を調整することとします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

I の2の森林整備の基本的な考え方等を踏まえ、適切な森林の施業方法により、人工造林を実施することとします。

また、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で人工造林を検討することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適合、樹種の特質、既往の成林状況等適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定することとします。

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選定することに努めることとします。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。

特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給等が期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に配慮することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	カラマツ(グイマツとの交配種(グイマツ雑種F1等)を含む)、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ、カンバ類、ミズナラ、ドロノキ、ハンノキ、ヤチダモ、カツラ、アオダモ、その他郷土樹種	

なお、定められた樹種及びその他郷土樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成单層林を導入又は維持する森林

①寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避等、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林などは、公益的機能の発揮の必要性から、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

②植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、木材等生産機能の発揮が期待できる森林においては、将来にわたって育成单層林として維持していくこととします。

③地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮した上で、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

④植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付ける等、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

⑤植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

【植栽本数】

単位：本／ha

仕立ての方法	樹種			
	カラマツ	トドマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	—

※ 防災林的な造林の場合には、植栽本数を増やす。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。

植栽時期	樹種	植栽期間	備考
春植	トドマツ、アカエゾマツ	～6月10日	クール苗使用の場合、植栽期間は6月20日
	その他	～5月31日	
秋植	全樹種	9月中旬～11月上旬	

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

カラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。



カラマツの標準的な植栽本数がhaあたり2,000本とすると、

$$2,000 \times 0.3 = 600$$

となり、カラマツをhaあたりおおむね600本以上植栽することとなります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

(4) その他必要な事項

効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入による低コスト化に努めることとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

対象樹種は、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等とし、天然下種更新ではカンバ類やドロノキ・ハンノキ等とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

(3) に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の背丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齢林(注3)にあっては成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種(イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等)を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、ササや草本類の背丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林にあっては成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあっては、林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業または植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定める標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は次のとおりとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数} \text{ (注6)}$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「期待成立本数」とは、天然更新をすべき期間が満了した日における天然更新すべき本数の基準で、樹種や階層により異なります。

○広葉樹

階層	上層	中層	下層
期待成立本数	300本／ha	3,300本／ha	10,000本／ha

○針葉樹

階層	上層	
	カラマツ	300本／ha
期待成立本数	その他針葉樹	600本／ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林。(標準伐期齢に達した天然林。)

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木よりも樹冠面積の小さいもの。

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササ等の下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を図ることとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3)伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。

特に、カラマツやトドマツ等の人工林資源の保続を図るとともに、木材等生産機能の維持増進を図る森林のうちの人工林及び水源涵養機能の維持増進を図る森林のうちの人工林、さらには公益的機能の高度発揮が求められる水資源保全ゾーンにおいて確実かつ早期に更新を図るため、当該森林に指定します。指定する森林の区域は別表3のとおりです。

なお、これらの森林において主伐を行う場合は、1の(3)「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行うこととし、植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(1)更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1(1)によることとします。

イ 天然更新の場合

2(1)によることとします。

(2)生育し得る最大の立木の本数

2(2)における「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」によることとします。

5 その他必要な事項

(1)土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(2)伐採跡地等が放置されないようにするために、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促す等林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1)間伐は、林冠がうつ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうつ閉するよう適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

保育コストの低減や労働災害の防止のため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

樹 種	施 業 体 系	間 伐 の 時 期 (林齢)					間 伐 の 方 法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ(グイマツとの交配種を含む) (一般材)	植栽本数: 2000本/ha 仕立て方法: 中庸仕立て 主伐時の設定: 400本/ha	19	26	33	41	—	選木方法: 定性及び定量 間伐率: 20%~33% (材積率) 間伐間隔年数 標準伐期齡未満: 7年 標準伐期齡以上: 8年
トドマツ (一般材)	植栽本数: 2,000本/ha 仕立て方法: 中庸仕立て 主伐時の設定: 500本/ha	22	30	38	48	—	選木方法: 定性及び定量 間伐率: 20%~33% (材積率) 間伐間隔年数 標準伐期齡未満: 8年

注1)「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」及び「トドマツ人工林間伐の手引き(北海道林務部監修)」などを参考とした。

注2)植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。

2 保育の作業種別の標準的な方法

(1)保育の標準的な方法及び実施の時期等は、次のとおりとします。

ア 下刈り

植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ 除伐

下刈り終了後、林冠がうつ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種等、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを適時適切に除去することとします。造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とすることとします。

ウ つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行なうことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

(2)主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹 種	年 植 栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		春	①	②	③	①	①					△									
カラマツ	秋		②	③	①	①	②					△									
	春	①	②	③	①	①	②	②									△				
トドマツ	秋		③	④	①	①	②	②	①									△			
	春	①	②	③	①	①	②	②										△			

注) カラマツ(グイマツとの交配種を含む)には、グイマツを含み、トドマツには、エゾマツ・アカエゾマツを含む。

①:下刈1回刈 ②:下刈2回刈 △:つる切り・除伐

3 その他間伐及び保育の基準

トドマツについては、間伐作業等の外的要因による損傷を受けやすく、溝腐病等に侵されるおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図る等、林分ごとの施業方法に配慮するものとします。

4 その他必要な事項

(1)要間伐森林及び計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林に関する事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知します。

(2)その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林です。

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、住民の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置づけ、山地災害防止林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた公益的機能の維持増進が不可欠であることから、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能を発揮する森林として取り扱うこととします。

生物多様性の保全については、伐採や自然のかく乱などにより常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や多様な樹種から構成される森林が相互に関係して機能が発揮されることから、その広がりを持つ森林の全てにおいて機能の発揮が期待されています。その中でも、特に原生的な森林生態系を構成している森林や希少な野生生物が成育・生息する森林、生態系への配慮が求められる水辺林など、属地的に機能の発揮を期待するものについては、生物多様性ゾーンの区域とします。

生物多様性の保全機能の発揮を期待する生物多様性ゾーンの区域では、野生生物の生息や希少な植生の分布地に配慮し、森林の減少や分断を防ぎ、森林の連続性と野生生物の共存に配慮した回廊状の森林を確保するよう努めることとします。

(1)水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要な湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林等水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図る森林(山地災害防止林)

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止／土壤保全機能の評価区分が高い森林等、山地災害防止機能及び土壤保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林(生活環境保全林)

飛砂防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林等、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

③ 保健・レクレーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林(保健・文化機能等維持林)

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一緒にすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林等、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴つて発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林等、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(2) 森林施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図る等、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

樹種	標準的な施業体系			
	生産目標	仕立目標	期待径級	主伐時期の目安
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産	中庸仕立	34cm	50年
トドマツ	一般材生産	中庸仕立	32cm	60年

3 その他必要な事項

(1)本町の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

ア 水資源保全ゾーン

(ア)区域の設定

水源涵養林のうち属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において特に水質保全上重要であり、伐採の方法等を制限する必要があると認められる森林について、それぞれの森林の立地条件等を踏まえ、水資源保全ゾーンとして別表1のとおり定めます。

また、北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)規定による水資源保全地域に指定された森林についても、原則として水資源保全ゾーンとして定めるものとします。

(イ)森林施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準のうち市町村長が地形・地質等を勘案して伐採面積の規模の縮小を行うべき森林として、別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施に当たっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行う等、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置する等降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

イ 生物多様性ゾーン(水辺林タイプ)

(ア)区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める区域を別表1のとおり定めます。

(イ)森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施に当たっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行う等、伐採及び造材に伴う地表搅乱を最小限に抑えることとします。

ウ 生物多様性ゾーン(保護地域タイプ)

(ア)区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について別表1のとおり定めます。

(イ)森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

(2)施業実施協定の締結の促進方法

緑化活動その他森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動法人等の活動においては、1または2で定めた施業の方法により施業が進められ、または機能の発揮がより期待される取組等について、施業実施協定を締結し、森林の施業及びそのために必要な施設の設置等を支援していくことを検討します。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は、30ha以下の中規模森林所有者が全所有者数の90%、その所有面積は10,367haとなっています。これは本町の一般民有林面積の29%を占めるものであります。また、一般民有林のうち人工林が12,484haあり、保育や間伐または主伐を行うにあたっては施業の集約化によるコスト低減、また木材の安定供給にも配慮する必要があります。

このため標茶町森林組合やその他林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託等森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせん等を推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備等森林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内(5カ年間)において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方向

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低成本で効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要があります。そのため、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとします。

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、その地区集会を利用して、また、不在村森林所有者については、町及び森林組合が、ダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性の理解を得るとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととします。

【森林施業共同化重点的実施地区の設定計画】

地区の名称	地区の所在(林班)	区域面積 ha
久著呂・オソベツ	65、66、69～71、113～141、 143～146、154～156	4,156
茶安別・五十石	202～249、426、427、429、 430	3,355
塘路・阿歴内	256、257、266～266、 291～294、297、298、383、 400～403	2,318
合 計		9,829

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

- (1) 一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業者、土場、作業場等の施設設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすることとします。
- (2) 共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすることとします。
- (3) 共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同実施の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすることとします。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位:路網密度 m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地(0° ～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15° ～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
急傾斜地(30° ～)	架線系作業システム	15以上	15以上

注)1「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ワインチ、フォワーダ等を活用。

注)2「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業(造林、保育)を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためにには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置等、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に、作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、ワインチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐 倒	集材《木寄せ》	造 材	巻 立 て
緩傾斜地 (0 ° ~ 15°)	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャー	スキッダ【全木】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
中傾斜地 (15 ° ~ 30°)	チェーンソー	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
		トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30°)	チェーンソー	スイングヤーダ 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・ プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ ()は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ []は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ(全幹)を集材に活用している事例がある。

2 作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を次のとおり設定します。

路網整備等 推進区域名	面 積	開設予定路線	開設予定延長	対 図 番号	備 考
茶安別	1,652ha	茶安別1線 茶安別2線 茶安別3線 茶安別4線 茶安別5線 茶安別6線 茶安別7線 茶安別8線 茶安別9線 茶安別10線 茶安別21線	2,618m 1,100m 1,641m 1,480m 2,500m 1,136m 1,040m 1,020m 1,320m 2,700m 900m	①	
茶安別	199ha	茶安別16線	730m	④	
茶安別	85ha	茶安別20線	900m	⑥	
阿歴内	142ha	阿歴内1線	800m	⑦	
ルルラン	86ha	ルルラン1線	1,084m	③	
塘路	279ha	塘路2線	2,088m	②	
中オソツベツ	337ha	中オソツベツ1線	1,600m	⑤	
ヌマオロ	407ha	ヌマオロ1線	2,200m	⑧	
久著呂	317ha	クチヨロ1線	1,200m	⑨	
合 計	3,504ha		28,057m		

3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、道が定める林業専用道作設指針(平成23年3月31日付け森林第1280号北海道水産林務部長通知)により作設することとします。

② 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたって育成单層林として維持する森林を主体として、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

単位:延長 km 面積 ha

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	茶安別	茶安別2線	1.1		23.24	○	⑯	
"	"	"	茶安別	茶安別5線	2.5		81.18	○	⑥	
"	"	"	茶安別	茶安別8線	0.8		21.00	○	⑰	
"	"	"	茶安別	茶安別10線	2.7		96.00	○	⑯	
"	"		五十石	五十石支線		1				
"	"		コッタロ	コッタロ		1				
"	"		オソツベツ	オソツベツ		1				
拡張	自動車道(改良)		チリシンネ	チリシンネ		1				法面保全
"	"		沼の上	沼の上		1				法面保全
"	"		五十石	五十石		1				局部改良
"	"		五十石	五十石		1				法面保全
"	"		シラルトロ	シラルトロ		2				法面保全
	合計				25.4	9	690.11			

③ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

(2) 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知)を基本として、道が定める森林作業道作設指針(平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知)により作設することとします。

② 細部路網の維持管理に関する事項

北海道が定める森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が森林施業の目的に従って継続的に利用できるよう、適正に管理することとします。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 人材の育成・確保

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(2) 林業事業体の経営体质強化

国の「森林・林業基本計画」で示された、林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択できるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスター、フェラーバンチャー、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッダ等による集材作業によるシステムを採用する等、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分	現状（参考）		将来
伐倒・造材	フェラバンチャー	—	フェラバンチャー
	ハーベスター	—	ハーベスター
	プロセッサ	—	プロセッサ
集材	グラップル	—	グラップル
	フォアーダ	—	フォアーダ
造林 保育 等	地拵	—	—
	下刈	—	—
	枝打ち	—	—

(3) 林業機械化の促進方策

地域の実情に応じた高性能林業機械の導入による省力化と生産性の向上、生産コストの低減労働、安全衛生面の向上に努めることとします。

森林組合や林業事業体に対しては、高性能林業機械の開発状況や導入事例等を啓蒙普及するとともに、高性能林業機械の実演会、講習会等への参加を勧め、高性能林業機械による新システムの普及を図ることに努めることとします。

また、高性能林業機械の導入にあたっては、国及び道の助成・融資制度の活用を支援することとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためにには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携等に取り組むとともに、消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、地材地消の推進に当たっては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」(平成23年3月策定)に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーへの活用等、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進することとします。

【林産工場施設】

施設の種類	現 状		
	位 置	規 模	対図番号
おが粉工場	標 茶	7, 200 m ³	①
おが粉工場	茶安別	1, 800 m ³	②
製材・おが粉工場	標 茶	2, 300 m ³	③

4 その他必要な事項

特になし

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(ア) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及びエゾシカ被害マップデータ等から食害・剥皮等の被害がある森林及びその周辺に位置し被害発生のおそれがある森林について、エゾシカによる被害を防止する措置を講じるべき森林として、次のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報、その他エゾシカによる森林被害または生息情報により補正することとします。

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
エゾシカ	概要図のとおり	33, 427

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
エゾシカ	なし	なし

(イ) 鳥獣害の防止の方法

エゾシカ被害に対しては、人工林及び人工植栽の予定地を中心に、侵入防止柵の設置と維持管理、忌避剤の散布、枝条巻き、あるいは現地調査による森林のモニタリングや巡視、わなによる捕獲など、効果を有すると考えられる方法を単独または組み合わせて実施することとします。なお、侵入防止柵については設置後の改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図ることとします。

被害防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策との調整を図りながら進めることとし、

森林内における効率的な捕獲技術の開発等については関係団体や試験研究機関等と連携するなど、総合的な対策を講じることとします。

(関連計画:エゾシカ保護管理計画、標茶町鳥獣被害防止計画)

特に、生息密度が高い地域においては、巡回などにより被害の発生状況を的確に把握するとともに、被害を確認した場合または発生のおそれがある場合、標茶町森林組合や北海道猟友会標茶支部等関係団体と連携し、適切な被害防止対策を早期に講じるよう努めることとします。

2 その他必要な事項

①鳥獣害防止森林区域におけるエゾシカの被害防止状況や対策が適切に実施されているかを把握するため、現地調査や情報交換の場を設け、林業関係者や森林所有者等からの情報収集等を行うことに努めることとします。

②食害のおそれのある地域における造林樹種の選定にあたっては、アカエゾマツなどの嗜好性の低い樹種の植栽も検討することとします。

③エゾシカ駆除の担い手確保を図るため、北海道の協力を得て「狩猟免許出前教室」を開催するなど、担い手の育成に努めます。(関連計画:エゾシカ保護管理計画)

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病害虫の駆除又は予防の方針及び方法

森林病害虫については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病害虫の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理等適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病害虫のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病害虫の被害の早期発見、早期防除のため、本町と道振興局、試験研究機関、森林組合、その他林業関係者が連携し、早期防除に努めることとします。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

(1) 野ねずみによる森林被害はエゾヤチネズミによるカラマツの食害が主であることから、カラマツの植栽を行う際は野ねずみの生息場所となる枝条のたい積を避け、また、発生動向等も踏まえて殺鼠剤の散布や防鼠溝を設置するなどの対策に努めることとします。

(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他野生鳥獣による被害については、その早期発見及び適切な防除を行うほか、試験研究機関等と連携し、防除技術の開発等に努めることとします。

(3) 森林の保護にあたっては、野生鳥獣の生息を確認した場合、生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮するよう努めることとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な林野火災の予防に努めることとします。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合は、本町火入れの許可に関する条例(平成18年12月18日条例第41号)及び林野火災予消防対策実施方針に基づき適切に実施することとします。

5 その他必要な事項

(1)病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
なし

(2)その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設ける等の防止対策に努めることとします。
イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地等利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

ウ 湿原及び湿原流入河川等、河川及び湖沼周辺の森林については、水辺域に生息・生育する野生生物の環境を保全するため、水量の安定供給、水質の浄化や土砂の流出防止に配慮し、極力伐採を控え、連續した水辺林を整備する等適切な保護・管理に努めます。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1)森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、標茶町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援等により森林経営計画の作成を推進します。

当該計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画するものとします。

ア Ⅱ第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
イ Ⅱ第4の公益的機能別施業森林の施業方法
ウ Ⅱ第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡ第7の3の共同して森林

施業を実施する上で留意すべき事項

エ Ⅲの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

当該区域は、路網の整備状況その他地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる、30ヘクタール以上の森林を区域計画として、定めるものとします。

区域	林班	区域面積 (ha)
虹別・多和・磯分内区域	1~48、60~63	3,992ha
阿歴内①区域	299	307ha
塘路①区域	407~409	106ha
オソツベツ①区域	113~118.123	405ha

2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

本町は、豊富な森林資源を有しているが、主要産業である農林業の低迷等から就業の場が限られたものとなつておらず、今後若者やUJTターン者等を積極的に受け入れ、地域のコミュニティや経済の活性化を図っていくために、新たな産業の育成等を通じて、就業機会の創設・確保を図ることが必要です。

また、本町は、都市にはない多くの魅力や可能性を秘めており、こうした地域固有の魅力を地域住民が自覚し、その特性を活かしながら都市との共生・対流の促進を図っていく必要があります。

このため、地域資源を活用した新たな産業の育成、就業の場の創出を行政と地域住民さらには外部の関係者等が一体となって検討していくとともに、地域産品等の産地直送体制の整備、情報ネットワーク化、木質バイオマスエネルギー利用の研究、地域材の供給コストの低減やロットの拡大、流通の見直し等に積極的に取組んでいくものとします。

また、森林整備においても、地域住民や都市住民の多様なニーズに応じた森林整備を森林所有者等の理解と協力の下に計画的に推進します。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

標茶地区の「生活環境保全林」については、町民の代表的な森林体験施設として広く認知されており、町民の散策や森観察等、憩いの場となっています。

散策道の適切な管理を行い、樹名板を設置する等、より町民が親しみやすい森林環境を作るとともに、間伐等を実施し、林木の保育管理を行うこととします。

【森林の総合利用施設の整備計画】

施設の名称	現 状 (参考)		対図番号
	位置	規 模	
生活環境保全林	標茶	65ha 遊歩道 5. 7km	①

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備をしていくことが必要です。

このため、森林に対する多様なニーズを適確に把握し、計画書案は、インターネット等を通じたわかりやすい形での公表や住民説明会等の開催、流域・林業活性化協議会等への住民参加の促進等により住民意見等を反映していくものとします。

また、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者の理解と協力を得ながら、開かれた森林を確保しその整備を進めるとともに、教育、福祉、保健等の分野とも連携し、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

釧路川水系及び西別川水系並びにホマカイ川を含む別寒辺牛川水系は、下流の1市3町の水源等として重要な役割を果たしています。下流の住民団体等と官民一体となって植樹活動等を実施し、環境保全に対する

る普及啓蒙を促す活動を行なっていくとともに、今後も地域・業種を超えた活動を推進するものとします。

(3)青少年の学習機会の確保に関する事項

植樹活動において、町木の檜の木を継続的に活用をすることを目的に、平成16年度から実施している「どんぐりの苗畑づくり」事業については、標茶高等学校と連携して苗畑造成を行い、種まき作業には、町内保育園児等が参加する等、子供たちが森林について学ぶことができる機会にもなっていることから、「どんぐりの苗畑づくり」事業を継続的に実施することとし、町内の緑化推進運動の基盤とします。

また、青少年の森林学習を推進するため、学校教育の「総合的な学習の時間」を活用した林業体験学習等、青少年のための森林づくり体験活動を進めます。

5 その他必要な事項

(1)特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図るものとします。

なお、要整備森林は地域森林計画において指定されます。

(2)法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法は、個々に定められた指定施業要件に基づき行うこととします。

なお、一般的な留意事項は次のとおりです。

①主伐の方法

(ア)伐採できる立木は、標茶町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

(イ)伐採方法は、次の3区分とします。

a 伐採方法の指定無し(皆伐を含む)

b 択伐(伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの)

c 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの)

②伐採の限度

(ア)皆伐面積の限度は、公表される面積の範囲内とします。

(イ)一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

a水源かん養保安林(ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る)については、20ha以下の適切な面積とします。

b土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下の適切な面積とします。

cその他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壤等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下の適切な面積とします。

(ウ)防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存することとします。

(エ)択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

(オ)初回の択伐率は指定施業要件に定められている率とします。

また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採をしようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3(指定施業要件で定めた条件を満たす場合には10分の4)とします。

③特例

- (ア)伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- (イ)伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とします。
- (ウ)特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。
- ④間伐の方法及び限度
- (ア)間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- (イ)間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。
- ⑤植栽の方法及び期間
- (ア)伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行うものとします。
- (イ)植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとします。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行います。なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあっては北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

表1 特別地域内における制限

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は現在蓄積の10%以内とします。
第2種特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法によります。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によるものとします。 (2) 道路等の公園事業に係る施設及び集団施設地区の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く)は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林において現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保存及び保護に努めることとします。 (6) 皆伐法による場合の伐区は、次のとおりとします。 ① 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を拡大することができます。 ② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第3種特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないものとします。

ウ その他の制限林

その他の制限林における伐採方法については、表2のとおりとします。

表2 その他の制限林における伐採方法

区分	伐採方法
その他の制限林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐(その程度が著しいと認められるものについては禁伐)とします。 (3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう原則択伐とし、皆伐を行う場合の伐採面積は1ha未満とします。 (4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域(伝統的建造物群保存地区を除く)においては、原則禁伐とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士等地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

釧路湿原国立公園に属する塘路湖・シラルトロ沼周辺地は、水土保全機能が高く、これらを維持していくため長伐期施業及び複層林施業を積極的に推進すると共に、塘路湖流入河川上流部に町が保有する天然林についても動植物の生息域として、その保全に努めるものとします。

(5) 町有林の整備に関する事項

本町は現在2,396haの人工林を含む4,422haの森林を所有しており、複層林施業・長伐期施業を目指し町有林の大半を水源涵養林とし、地域住民が求めている公益性を重視した環境保全と合せて生産力の増高等総合的な機能の發揮に留意しつつ町全体の発展のため、森林の有効活用を図ります。